

災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）並びに青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事及び仙台市長（以下「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会東北支部支部長（以下「丙」という。）は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合における応急対策業務及び建設資機材調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、災害という。）が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲又は乙と丙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体等の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所（地方公共団体等から甲に対し要請があった場合）
- 三 大規模災害が発生した場合に限定し、甲の管外に位置する地方整備局及び地方公共団体等の所管施設等における災害発生箇所（管外の地方整備局または地方公共団体等から甲に対し要請があった場合）

（災害応急対策業務）

第3条 甲若しくは甲の所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）又は乙若しくは乙の所掌する地方振興局長等の長（以下「振興局長等」という。）は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に業務等を要請できるものとする。

- 2 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、丙に出動要請会員の特定に必要な情報（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
- 3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲又は乙に報告するものとする。
- 4 前項の報告等を踏まえ、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
- 5 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から第4項の要請があった場合、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等の指示を受け、速やかに業務等を実施するものとする。
- 7 丙は、第1項の規定により甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。なお、業務の遂行に必要な事項について、甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は丙又は丙の会員に可能な限り協力する。

（建設資材等の調達）

第4条 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに会員の建設資材等の在庫情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。
- 3 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、前項の規定により報告される会員の建設資材等の在庫情報により、丙の会員に調達の具体的な内容を要請するものとする。
- 4 丙の会員は、前項の規定により調達の要請を受けたときは、速やかに甲若しくは事務所長

等又は乙若しくは振興局長等の指示する場所に調達を実施するものとする。

- 5 丙は、第1項の規定により甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

(業務等の実施体制)

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、丙は、技術者及び建設資材等について速やかに報告するものとする。

- 3 丙は、前項の報告内容に変更が生じた場合は適宜、甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙又は振興局長等が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。この場合、乙又は振興局長等が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲は、乙又は振興局長等の業務等の要請を一元的に行う場合は乙又は振興局長等及び丙に連絡するものとする。

- 2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は振興局長等が、第3条第6項及び第4条第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、その他別途締結している協定を妨げるものではない。

(地方公共団体等からの要請)

第8条 甲は、管内の地方公共団体等（乙を除く）から甲又は乙に対して第3条、第4条の業務の要請があったときは、丙に第3条第1項、第4条に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

- 2 甲は、大規模災害が発生した場合に限り、管外に位置する地方公共団体等から甲に対して第3条、第4条の業務の要請があったときは、丙に管外の地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

- 3 丙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとし、以降の調整については、要請元の地方公共団体等と直接行うものとする。

(契約の締結)

第9条 甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第4条の規定により丙の会員に調達を要請したときは、遅滞なく、当該会員と調達の内容に係る契約を締結するものとする。

- 2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は振興局長等が、遅滞なく出動の内容に係る契約又は調達の内容に係る契約について、丙の会員と契約を締結するものとする。

(保険加入)

第10条 丙又は丙の会員は、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結しておくよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第11条 甲及び事務所長等並びに乙及び振興局長等は、本協定に基づき実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、丙及び丙の会員と連携しつつ

広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定に基づく丙又は丙の会員の活動は、整備局等との災害協定等を締結した災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する団体「TEC-FORCE パートナー」としての活動と位置付け、被災地において広報や業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(訓練の実施)

第12条 甲、乙及び丙並びに丙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

- 2 本協定締結後、甲、乙又は丙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第14条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を要請した甲若しくは事務所長等又は乙若しくは振興局長等に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

- 2 第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙又は振興局長等の業務等について、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は振興局長等と損害の負担について協議するものとする。
- 3 第8条の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、丙に打診した業務等について、丙又は丙の会員は当該業務等を要請した地方公共団体等と損害の負担について協議するものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(付則)

- 1 平成19年 2月19日協定締結
- 2 令和 8年 2月 4日改定

本協定の締結を証するものとして、本協定書を9通作成し、甲、乙及び丙が捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 8年 2月 4日

甲 国土交通省 東北地方整備局
局 長 西 村



乙 青 森 県
知 事 宮 下 宗 一 郎



岩 手 県
知 事 達 増 拓 也



宮 城 県
知 事 村 井 嘉 浩



秋 田 県
知 事 鈴 木 健 太



山 形 県
知 事 吉 村 美 栄 子



福 島 県
知 事 内 堀 雅 雄



仙 台 市
市 長 郡 和 子



丙 一般社団法人日本建設業連合会
東北支部 支部長 大 橋 成 基

